

Anywhere 端末使用規約

第 1 条(総則)

Anywhere端末（第2条第1項で定義します）の使用を申し込む者（以下「甲」といいます）およびAnywhere端末を接続する加入電話契約者(以下「乙」といいます)は、甲が加盟店契約を締結する株式会社りそな銀行（以下「当社」といいます）との間で、Anywhere 端末の設置、使用及び取り外しに関し、当社が定める本規約に従うことを承認し、これを遵守します（本規約に基づき成立する当社と甲との契約を「本契約」といいます）。

第 2 条(用語の定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

1. 「Anywhere 端末」とは、株式会社リンク・プロセッシング（以下「LP」といいます）提供の信用照会端末であって、加盟店契約に定める「CCT 等」その他の端末として利用することを当社が認めたものをいいます。
2. 「利用カード会社」とは、甲との間で加盟店契約を締結する銀行又はクレジットカード会社等のうち、Anywhere 端末を利用した信用販売（次条で定義します）の対象として当社が認めた事業者をいいます。
3. 「各社の加盟店規約等」とは、当社又は利用カード会社が定める各種の加盟店規約であって、甲に適用されるものをいいます。

第 3 条(Anywhere 端末の利用目的)

甲及び当社は、甲の店舗において、Anywhere 端末を利用し、各社の加盟店規約等に基づいて行われる信用販売（以下「信用販売」といいます）に係る取扱いを自動化することにより、カード取扱い事務の合理化及び軽減化を図ることを目的として本契約を締結します。

第 4 条(Anywhere 端末の貸与)

1. 甲が、甲の店舗において Anywhere 端末を設置及び使用することを希望する場合は、当社所定の方法により当社に申し込むものとし、当社が適格と認めたとき、当社は甲に対して Anywhere 端末を貸与し、甲の店舗に Anywhere 端末を設置するものとします。
2. 当社が甲に貸与する Anywhere 端末は、当社が指定したメーカーが製造した Anywhere 端末とし、その選定は当社が行います。
3. 甲は、当社が甲に貸与する Anywhere 端末を、理由・名目の如何を問わず、本契約が終了し、又は甲の店舗における当該 Anywhere 端末の使用が終了した場合には、自ら当該 Anywhere 端末を当社所定の方法により速やかに当社に返還するものとします。

第 5 条(情報登録)

1. Anywhere 端末に登録する情報の設定、変更及び抹消は、当社又は利用カード会社が行うものとします。
2. 当社又は利用カード会社が甲に対し、当社又は当該利用カード会社が登録した登録情報に係る設定操作(DLL 操作と呼ばれる操作であって、利用カード会社の名称及び甲の加盟店番号等を Anywhere 端末に登録する操作をいう。)を依頼した場合は、甲は、Anywhere 端末の所定の操作手順により設定操作を行うものとします。
3. 当社又は利用カード会社は、当社又は当該利用カード会社所定の期間使用が確認できない Anywhere 端末について、当社又は当該利用カード会社が登録した登録情報を抹消できることとします。本項に基づく登録情報の抹消により甲、又は第三者に損害が発生した場合には、甲がその一切を負担することとします。また、かかる抹消により甲、当社又は利用カード会社と第三者との間で紛争・トラブルが発生した場合には、甲が一切の責任と費用を負担して対応することとし、当社及び利用カード会社には一切迷惑をかけないものとします。

第 6 条(諸費用の負担及び支払)

1. 甲は、Anywhere 端末の設置、使用、保管及び取り外しに係る費用を別表に定めるとおり負担するものとします。
2. 甲は、その負担する費用について、連帯して支払の責に任ずるものとし、当社が別に定める期日に当社所定の方法により当社に支払うものとします。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、甲は、貸与された Anywhere 端末の稼働について、著しく稼働のない状態であると当社が判断したとき、ならびに甲の都合による端末の取り外し又は利用の中止であると当社が判断したときは、当社の求めに応じ、当社に対して、当社と別途協議にて定める金額を支払うものとする。甲は、本項に基づく Anywhere 端末の稼働に係る当社の判断について一切異議・苦情を申し立てず、直ちにこれに従うものとする。

第 7 条(Anywhere 端末の所有権)

Anywhere 端末の所有権は当社が有するものとし、甲が第 6 条に従い設置に関わる諸費用を支払った後も所有権移転はしないものとします。

第 9 条(Anywhere 端末の使用及び保管に関する義務)

1. 甲は、本規約及び操作手順の手引に従い、善良なる管理者の注意をもって、Anywhere 端末の使用及び保管をするものとします。甲が本項に違反したことにより Anywhere 端末が滅失・毀損等した場合、甲は、当社に対して直ちにその損害を賠償するものとします。
2. 甲は、当社又は利用カード会社の会員（以下「会員」といいます）に対して信用販売を行う場合は、原則としてすべて Anywhere 端末を使用して行うものとします。

3.甲は、Anywhere 端末に異常又は故障が発生した場合は、速やかに LP が指定した連絡先に連絡の上、修理し、Anywhere 端末が常に正常に稼動する状態に保つものとしします。

4.甲は、当社が指定した以外の者に、Anywhere 端末の修理または改造等をさせてはならないものとしします。

第 10 条(会員の本人確認と売上票の確認)

1.甲は、Anywhere 端末の取扱いにあたり、Anywhere 端末より会員が利用するカードの暗証番号（以下「暗証番号」という）の入力を要求された場合は、当社所定の方法により会員に暗証番号の入力を求め、Anywhere 端末の照合結果から、正しい暗証番号が入力されたことを確認のうえ、信用販売を行うものとしします。

2.甲は、Anywhere 端末の取扱いにあたり、Anywhere 端末より暗証番号の入力を要求されず、かつ携帯電話等外部デバイスを利用した当社所定の方法により当該会員の本人確認が実施された場合は、正しい処理がされたことを確認のうえ、信用販売を行うものとしします。

3.甲は、Anywhere 端末売上票について、その発行の都度、会員番号、売上金額及び支払区分等の記載を確認し、取扱内容に誤りがないことを確認するものとしします。

第 11 条(会員の暗証番号失念時等の対応)

甲は、前条の方法による信用販売に際し、会員が自己の暗証番号を失念していた場合等には、当社又は利用カード会社へその旨を電話連絡のうえ、その指示に従うものとし、指示を受けずに売上処理を行ってはなりません。

第 12 条(無効カード番号通知書の照合及び承認番号の問い合わせ)

甲は、各社の加盟店規約等の定めに基づく無効カード通知書の照合及び承認番号の問合せを、Anywhere 端末を使用して行うものとしします。

第 12 条の 2（不正利用）

1.甲及び乙は、偽造カードの使用その他の不正利用ないし犯罪行為が疑われる場合、直ちに、その旨を 当社、LP 及び利用カード会社に対して報告するとともに、その是正、被害拡大防止及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正、被害拡大防止及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施しなければならないものとしします。

2.前項の場合において、Anywhere 端末の機能停止、是正のための調査の実施、被害拡大防止・再発防止の計画の策定及び実施等、当社、LP 又は利用カード会社 から要請があったときは、当該要請に従うとともに、被害届の提出等、捜査機関による犯罪捜査に協力するものとしします。

3.甲及び乙は、第 1 項の場合において、必要な範囲で、Anywhere 端末の一部機能が一時

停止等により使用不可となることを予め承諾するものとし、当社、LP 及び利用カード会社は、これにより甲又は乙に生じた損害につき何ら責任を負わないものとします。

4.甲又は乙が Anywhere 端末の機能を停止しなかった等、第 2 項に定める要請に応じなかった場合、これにより甲又は乙に生じた損害について、当社、LP 又は利用カード会社は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条(メッセージ及び手続)

1.前条の照合及び問合手続を行う際、甲は、Anywhere 端末の表示画面(以下「表示画面」という)又は Anywhere 端末から自動的に発行される売上票(以下「Anywhere 端末売上票」という)に表示されたメッセージ(以下「メッセージ」という)を遵守し、メッセージに基づき忠実に処理するものとします。

2.甲は、メッセージが「ホリユウ」、「カードガイシャニ オトイアワセクダサイ」、「シテイサレタレンラクサキヘ TEL ネガイマス」等(同様の趣旨の表示を含みます)の場合、当社又は利用カード会社へ連絡しないまま売上処理を行ってはなりません。

3.甲は、メッセージが「ジコカード」又は「ムコウカード」等(同様の趣旨の表示を含みます)の場合には、当該クレジットカードを回収の上、当社又は利用カード会社へ至急連絡し、その指示に従うものとします。

第 14 条(日計表の出力及び照合)

1.甲は、販売日ごとに、当社所定の手続により Anywhere 端末から日計表を出力するものとします。

2.甲は、前項の日計表の当社及び利用カード会社のそれぞれの信用販売の件数及び金額と同日の Anywhere 端末売上票を突き合わせ(以下「日計照合」という)、その内容が同一であることを確認するものとします。照合する項目は、カード会社名、売上日、支払区分、金額その他当社が指定する事項とします。

第 15 条(日計照合の不一致)

日計照合を行った結果、甲と LP、当社若しくは利用カード会社との間で信用販売の件数又は金額が不一致の場合、甲は、不一致の原因を究明し、速やかに、当該不一致の生じた当社又は利用カード会社にその結果を報告するものとし、当社又は当該利用カード会社の指示に従うものとします。

第 16 条(売上票提出の義務)

甲は、当社又は利用カード会社から当該信用販売について照会があった場合は、その求めに応じ、速やかに第 10 条第 1 項乃至第 2 項に定める Anywhere 端末による暗証番号照合、又は携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合により会員の本人確認を実施

済みの Anywhere 端末売上票を当社又は利用カード会社に提出するなどして、信用販売の事実を証明するものとする。

第 17 条(売上票到着と同一効力の発生時期)

1.甲が Anywhere 端末を使用し、日計照合により確認された当社又は利用カード会社の会員に対して行った信用販売代金の精算は、各社の加盟店規約等の定めにかかわらず、Anywhere 端末より LP 経由で当社又は利用カード会社へのバッチ伝送により到着した売上データに基づき行うものとする。精算にあたっては、第 10 条第 1 項乃至第 2 項に定める Anywhere 端末による暗証番号照合、携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合を行った時点で、会員の本人確認を実施済みの Anywhere 端末売上票が当社又は当該利用カード会社に到着したものとみなします。

2. Anywhere 端末売上票到着と同一の効力は、売上データを LP から当社又は利用カード会社にバッチ伝送する場合は売上データが到着したときをもって、当該信用販売分について発生するものとします。ただし、誤操作等により当社又は利用カード会社で確認されている信用販売の件数又は金額と異なった場合はこの限りではありません。

第 18 条(信用販売代金の精算)

Anywhere 端末による信用販売代金の精算については、前条第 2 項の効力の発生をもって、各社の加盟店規約等に定める方法による精算がなされたものとします。

第 19 条(効力の取消し)

1.甲が、第 16 条に定める Anywhere 端末による暗証番号照合、又は携帯電話等外部デバイスを利用した所定の方法による照合により会員の本人確認を実施済みの Anywhere 端末売上票を提出できず信用販売の事実を証明できない場合は、当該売上票の第 17 条の効力は当然かつ遡及的に取り消されるものとします。甲は、信用販売代金の精算が既に完了している場合は、当該信用販売代金相当額を当社又は利用カード会社に返還するものとします。

2.当社及び利用カード会社は、本条 1 項の返還を受ける代わりに、かかる返還金支払債権を自働債権とし、当社又は当該利用カード会社が甲に対して支払義務を負担する他の信用販売代金支払債務を受働債権として、その対当額にて相殺できるものとします。

3.第 17 条で定めた効力が取り消された当該信用販売分については、日計照合時に遡って効力の発生がなかったものとします。

第 20 条(障害時の手続)

1.甲は、Anywhere 端末の使用の際、次の各号のいずれかに該当した場合は、Anywhere 端末の使用を中止し、当社及び利用カード会社所定の売上票にて売上処理するものとします。

(1) Anywhere 端末が故障した場合

(2)利用カード会社センター又はネットワークに障害が発生した場合

(3)通信異常等により通信エラーを繰り返した場合

(4)カードの読み取りができず、Anywhere 端末が使用できない場合

2.前項の場合、甲は、当社又は利用カード会社に電話連絡をし、承認番号を取得するものとします。

3.本条 1 項に基づき処理された売上票の集計、提出及び精算は、各社の加盟店規約等に基づくものとします。ただし、当社又は利用カード会社が別に定める方法がある場合には、その所定の方法に従うものとします。

第 21 条(通知義務)

1.甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、1 カ月前までに、当社に対し書面により通知しなければなりません。

(1)店舗改装等により、Anywhere 端末の使用を一時中止し、又は一時取り外す場合

(2) Anywhere 端末の利用店舗が移転又は変更となる場合

(3)甲の業種の変更がある場合

(4)電話回線(電話番号)を変更する場合

2.甲は、別途当社が指定する時期に、Anywhere 端末に係る情報（設置場所、機器番号及び設置時期を含む）について、当社所定の書式を使用して当社に報告しなければなりません。

第 22 条(禁止事項)

甲は、その名目、理由ないし手段の如何を問わず、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

(1) Anywhere 端末登録情報を第三者に対して開示・漏洩すること

(2) Anywhere 端末を甲以外の者に譲り渡したり、使用させること

(3)当社及び利用カード会社以外のカード会社のために Anywhere 端末のクレジットカード処理機能を使用すること

(4) Anywhere 端末の占有を甲以外の者に移転すること

第 23 条(Anywhere 端末の取り外し)

1.当社は、甲と当社又は利用カード会社との間において、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、甲の承諾なしに、いつでも Anywhere 端末を取り外して回収することができるものとします。

(1)甲が本規約上の義務を怠り又は本規約に違反した場合

(2)甲の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めた場合

(4)甲と当社とが締結している加盟店規約等による契約が解除又は解約された場合

(5)その他、当社が Anywhere 端末の設置を不相当と認めた場合

2.甲は、3 カ月前までにその旨を文書で当社に申し出ることにより、Anywhere 端末を取り外し、利用を中止することができるものとします。ただし、取り外した Anywhere 端末は、次条に定める方法により必ず当社に返還しなければなりません。

第 24 条(Anywhere 端末の返却)

第 23 条に基づいて Anywhere 端末を取り外した場合、甲は当社指定の場所に当社の指定する方法により甲の費用負担で Anywhere 端末を返却するものとします。

第 25 条(損害賠償)

甲は、本規約を遵守し、万一これに違反して Anywhere 端末を使用し若しくは第三者に使用させたことにより当社又は利用カード会社若しくは第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとします。

第 26 条(Anywhere 端末の統一運用時間)

当社及び利用カード会社における Anywhere 端末の運用時間帯は、原則以下のとおりといたします。

0:00～24:00（土・日・祝日を含む）

第 27 条(規約の改定及び承認)

- 1.当社は、本規約をいつでも改定することができるものとします。
2. 変更後の本規約は、当社が別途定める場合を除いて、加盟店に通知し、または当社のホームページ上にて告知します。本規約の変更は、変更後の規約の末尾に記載する改定日より効力を生じるものとします。甲が改定日後に Anywhere 端末を使用した場合には、甲は、新規約を承認したものとみなします。

第 28 条(本規約の優先適用及び規約に定めのない事項)

1. Anywhere 端末の設置、使用又は取り外しを行う場合は、すべて本規約及び当社が別途交付する操作手順の手引に基づいて行うものとします。
- 2.本規約に定めのない事項については、各社の加盟店規約等に従うものとします。

第 29 条(協議事項等)

- 1.甲と当社又は利用カード会社間で、本規約及び各社の加盟店規約等に定めのない事項に疑義が生じた場合は、甲と当社又は当該利用カード会社間で協議の上、解決するものとします。
- 2.本契約に関する準拠法は日本法とします。また、本契約に関連する甲と当社との間の紛争

については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 30 条(売上データ送付カード会社)

1. Anywhere 端末より LP 経由で売上データを伝送するカード会社は、当該カードにつき、甲との間で加盟店契約を有するカード会社とします。
2. 会員が提示したカードにつき、前項に従い売上データを送付することのできるカード会社が複数あるときは、売上データの送付先のカード会社は、以下のとおりとします。ただし、提携カード等一定のカードについては、カード会社間の取り決めにより、異なる取扱いとなる場合があります。
 - (1) かかるカード会社に当社が含まれるときは、当社とします。
 - (2) かかるカード会社に当社が含まれないときは、当社に対する甲の申し出に基づき、利用カード会社のうち 1 社とすることとし、当該利用カード会社が、LP に登録する端末情報により設定、変更がされるものとします。
3. 前項(2)に該当する場合において、甲の申し出がない場合については、甲への通知なく、利用カード会社のうち 1 社が、LP に登録する端末情報により設定され、又は変更されることがあることを甲は承認します。

第 31 条(無線通信サービスについて)

甲が、Anywhere 端末において LP が指定する無線通信サービスを利用する場合は、前条までの定めに加えて本条が適用されるものとします。

1. 当該甲に適用される本規約の全文において、文中の「加入電話回線」とは、LP が指定する無線通信サービスの契約回線を意味するものとします。
2. 当該甲に適用される本規約の全文において、「加入電話契約者」とは、LP が指定する無線通信サービス契約者を意味するものとします。
3. 本規約第 20 条第 1 項に下記を追記して適用します。
 - (5) Anywhere 端末の通信圏外又は通信状態が不良で Anywhere 端末が使用できない場合
 - (6) Anywhere 端末が使用する無線通信サービスに障害が発生した場合

別表

甲が負担する費用

(1) Anywhere 端末の取り付け費用

Anywhere 端末の取り付けに係る標準工事費用

(23) 電源工事及び電気料

Anywhere 端末に使用する商用電源確保のための工事費用

(3) その他消耗品の費用

Anywhere 端末に付属するその他消耗品の費用

(4)移転費用

電話機又は Anywhere 端末取り外し費用

(5)除去に伴う費用

Anywhere 端末取り外し費用

(6)滅失・毀損

Anywhere 端末が滅失、毀損した場合、完全な状態の復元又は修理をする費用

以上

2021 年 8 月 13 日制定

2025 年 5 月 1 日改定